



### えひめ防災週間「12月21日はえひめ防災の日」

- 日ごろから災害に備えましょう。
- ▶ 総合防災マップなどを活用して、災害リスクととるべき行動や避難所、避難路を確認する
  - ▶ 非常持出品の準備と確認をし、食料品や生活必需品を多めに買い足して「日常備蓄」をする
  - ▶ 家具などの転倒防止や家屋の耐震化をする
  - ▶ 家族や近所同士で防災訓練などに参加する
- 災害が発生したときに頼りになるのは「近所の助け合い」です。地域で協力して防災活動を行い、地域防災力を向上させましょう。

問 危機管理課危機管理係 ☎49 - 7006



ID: 0068622

### 令和5年以降の成人式

民法改正に伴い、2022年4月から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

宇和島市では、現行どおりその年度に20歳を迎える人を対象に「宇和島市 二十歳(はたち)の集い(仮称)」として式典を実施します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 生涯学習課 ☎24 - 1111内線2729  
✉ gaku@city.uwajima.lg.jp



ID: 0067831

### 障害者週間(12月3日～9日)

障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人たちの社会参加の意欲を高めることを目的として定められています。

障がいは誰にでも生じる可能性がある身近なものです。周囲の人の理解や配慮により、障がいのある人が自立した生活を送ることや就労の機会を増やすことができるようになります。

障がいについて理解を深めて人格と個性を尊重し、ともに支え合おう社会をつくりましょう。

問 福祉課障害福祉係 ☎24 - 1111内線2154  
FAX 24 - 1160

ID: 0068053

### 国民年金付加保険料

定額保険料(令和3年度: 16,610円/月)に付加保険料(400円/月)を上乗せして納めると受給する年金を増やせます。

- 内 付加年金額(年額): 200円×付加保険料納付月数
  - 対 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者(65歳以上を除く)
- ※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

問 市民課国民年金係 ☎24 - 1111内線  
2133 FAX 24 - 1122



ID: 0044686

### 義援金の配分 (第6次配分)

		第1～6次配分合計額			第6次追加額(参考)	申請方法	
		県分	市分	合計			
人的被害	死亡者の遺族	300万円	45万円	345万円	-	申請の必要なし	
	重傷者	3ヵ月以上の治療を要する	30万円	16万5千円	46万5千円	-	被災見舞金と同時受付
		1ヵ月以上3ヵ月未満の治療を要する	30万円	4万5千円	34万5千円	-	
	軽傷者	-	2万円	2万円	-	-	
住家被害	全壊	235万円	30万1千円	265万1千円	5万7千円	被災見舞金と同時受付	
	大規模半壊・半壊	117万5千円	17万2千円	134万7千円	2万9千円		
	床上浸水	47万円	5万5千円	52万5千円	1万円	罹災証明書(写し可)通帳またはキャッシュカードのコピーを持参	
	一部破損	23万5千円	5万5千円	29万円	5千円		
	そのほか	-	5万5千円	5万5千円	-		

※申請済みの人は、新たな申請は不要です。口座振替をもって義援金支給決定通知書に代えます。申請した人で不支給となった場合は、個別通知します。受取口座を変更する場合や受取人が死亡した場合は変更手続きが必要です。

申 令和4年6月30日(木)までに市役所 福祉課福祉総務係、各支所 福祉環境係、宇和海支所  
問 財政課財政係 ☎49 - 7008

ID: 0068551

## 市県民税申告・所得税及び復興特別所得税確定申告

2月中旬～3月中旬の確定申告時期に合わせて受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**対** 令和4年1月1日に市に住所があり、令和3年中に①～③の所得があった人、国民健康保険の被保険者、令和3年中の収入が無い人

- ①営業、農業、漁業などの事業所得
- ②家賃、配当、恩給、年金、利子、譲渡などの所得
- ③次のいずれかに当てはまる給与所得
  - ▶勤務先から市に給与支払報告書が未提出
  - ▶2カ所以上から給与を受けた
  - ▶医療費控除などを受けようとする人
  - ▶令和3年の途中で退職し、再就職しておらず、市に給与支払報告書が未提出
  - ▶年末調整をしていないなど

感染防止対策として、入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある人や検温を拒否する人、マスク未着用の方は入場できません。

■期間中は、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、事前に作成をお願いします

- ▶事業(農業含む)所得、不動産所得などのある人：申告書の作成に必要な収支内訳書などの記入(集計元の領収書などは別途持参)
- ▶新型コロナウイルス関連の給付金や助成金を受給した人：課税対象の給付金や助成金を受給すると申告が必要な場合があります。詳しくは、市または国税庁ホームページをご覧ください(決定通知書や通帳など金額の分かる書類を持参)。
- ▶医療費控除を申告する人：医療費控除の明細書(国税庁ホームページで作成できます)

領収書だけでは受付できません。医療保険者が交付する医療費通知または医療費控除の明細書の添付が必要です(医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があります)。

**問** 税務課市民税係 ☎24-1111内線 2520または各支所税務係



ID：0044862

## 水道管の凍結に注意しましょう

冬の冷え込みが厳しくなると水道管内の水が凍って水が出なくなったり、水道管が破裂することがあります。本市でも寒波の影響による水道管の凍結や破裂などの事故が発生しています。

### ■水道管を凍結から守りましょう

気温が-4℃以下になると、水道管の凍結・破裂の危険性が高くなります。屋外の次のような場所では水道管の凍結による事故が起こりやすいので、早めの凍結防止対策をお願いします。

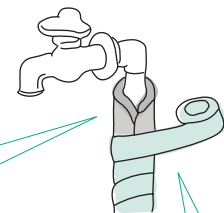
- ▶「むき出し」になっている水道管
- ▶家の北側などで、日の当たらない場所の水道管
- ▶風当たりの強い場所の水道管

### ■水道メーター(量水器)の場所を確認しましょう

積雪によってメーターボックスが埋もれてしまい、どこにあるのか分からなくなることがあります。

### ■凍結させないために

- ①むき出しになっている水道管や蛇口、給湯器の配管に、保温材、古い毛布や乾いた布などを巻き付けます。



- ②その上から、ビニールテープなどを巻き、濡れないようにしっかりと保温します。

古くなった防寒対策設備では、十分な効果を発揮できません。既存の防寒対策も再確認してください。

### ■長期間留守にする人、空き家や空き部屋がある人

不在の間に、屋外にある蛇口の立ち上がりやボイラーなどの周辺配管が凍結して破裂し漏水した場合、水道水が流しっぱなしの状態になります。修理費は自己負担となり、水道料金も高額になります。事前の凍結防止対策を心がけましょう。

**問** 水道局給水係 ☎22-5265

